

パテント・インテグレーション v. Patentfield

生成 AI 特許権侵害訴訟 終結に関する調査レポート

2026 年 4 月 24 日作成

Claude Opus 4.7

1. サマリー（結論）

パテント・インテグレーション株式会社（東京都千代田区、代表取締役 CEO・弁理士 大瀬佳之／原告）が Patentfield 株式会社（京都市中京区、CEO 兼 CTO 村上直也、共同 CEO 石津孝祐／被告）に対し、2024 年 10 月から 12 月にかけて東京地方裁判所に提起していた、生成 AI を活用した特許情報サービス「Patentfield AIR」を被疑侵害対象とする **4 件の特許権に基づく計 6 件の特許権侵害訴訟は、2026 年（令和 8 年）4 月 17 日、東京地方裁判所において、令和 6 年（ワ）第 70565 号事件および令和 6 年（ワ）第 70566 号事件についてなされた「民事調停法 17 条に基づく調停に代わる決定」が確定し、同決定に基づき残余 4 事件が取り下げられたことをもってすべて終了した。**これを両社ともに同日付プレスリリース等で公表している^{1,2}。

公開された情報の範囲では、調停に代わる決定の具体的内容（金銭給付の有無、金額、差止条項、将来のライセンスや特許権の効力に関する条項等）は明らかにされていない。また判決は下されておらず、民事調停法 17 条決定（いわゆる「17 条決定」）は裁判上の和解と同一の効力を有する³ものの、その確定は裁判所による侵害／非侵害の「判決」ではない点に留意が必要である。

2. 調査ソースについて

「訴訟が終了した」との一次情報は、以下の 2 本のプレスリリース／ニュースリリースである。

- **Patentfield 株式会社** プレスリリース「パテント・インテグレーション株式会社と当社との間の特許権侵害訴訟の終了のお知らせ」2026 年 4 月 17 日 10 時 00 分配信（PR TIMES）。事件番号、終結日、終結の法的根拠が明示されている。

- **パテント・インテグレーション株式会社** ニュースリリース「Patentfield 株式会社と当社との間の特許権侵害訴訟の終了のお知らせ」2026 年 4 月 17 日。タイトルのみ同社トップページのニュース一覧で確認できる。

裁判所の判決データベース（裁判所判例検索、IP Force 知財判決速報）には、2026 年 4 月 16 日時点までの一覧に本件に相当する侵害訴訟の判決掲載は確認されない。これは「判決」ではなく「調停に代わる決定」で終了したため、通常の判決公表ルートには載らないことと整合する。

3. 訴訟の基本情報

3.1 当事者・訴訟類型

- **原告**：パテント・インテグレーション株式会社（本社：東京都千代田区九段南 1-5-6 りそな九段ビル 5F、代表取締役 CEO・弁理士 大瀬佳之）。特許文書読解支援 AI アシスタント「サマリア (Summaria)」および特許検索・分析 SaaS「パテント・インテグレーション」を提供。
- **被告**：Patentfield 株式会社（京都本社：京都市中京区六角通室町西入玉蔵町 121 美濃利ビル 5 階、CEO 兼 CTO 村上直也、共同 CEO 石津孝祐、2017 年 4 月設立）。AI 特許総合検索・分析プラットフォーム「Patentfield」および生成 AI 調査・分析オプション「Patentfield AIR」を提供。
- **訴訟類型**：特許権侵害差止請求訴訟および特許権侵害に基づく損害賠償請求訴訟（計 6 事件）。差止と損害賠償を別事件として提起する形態がとられ、一部訴訟では被告代表取締役個人に対する**会社法 429 条に基づく損害賠償請求**も付加されている。
- **管轄**：東京地方裁判所。

3.2 事件番号（Patentfield 社プレスリリースに明示）

終結告知の対象となった 6 件は以下の通り¹。

事件番号	事件名
令和 6 年（ワ）第 70502 号	特許権侵害差止請求事件

事件番号	事件名
令和 6 年（ワ）第 70503 号	損害賠償請求事件
令和 6 年（ワ）第 70565 号	特許権侵害差止請求事件（17 条決定対象）
令和 6 年（ワ）第 70566 号	損害賠償請求事件(17 条決定対象)
令和 6 年（ワ）第 70624 号	特許権侵害差止請求事件
令和 6 年（ワ）第 70625 号	損害賠償請求事件

3.3 時系列（提訴から終結まで）

- 2024 年 9 月 3 日：原告から被告へ、訴訟①対象特許の登録発行日翌日付で警告書（3 件の登録特許に基づく、回答期限は 2 週間）。
- 2024 年 10 月 1 日：被告が原告指摘事項への見解と確認依頼事項を書面で回答（建設的対話を試みる）。
- **2024 年 10 月 25 日：訴訟①提訴（1 件目の特許権、請求項数 4）。**
- 2024 年 10 月 28 日：原告代理人より提訴通知、および訴訟①特許の分割特許に基づく新たな警告書。
- 2024 年 11 月 26 日：被告がプレスリリース第一報（「Patentfield AIR の一部機能が、原告保有特許 1 件を侵害していると主張されている」旨）。
- **2024 年 11 月 27 日：訴訟②提訴（2 件目の特許権、請求項数 2）。**
- **2024 年 12 月 24 日：訴訟③提訴（3 件目の特許権、請求項数 6）**（訴状は 2025 年 1 月 25 日に被告受領）。
- 2025 年 2 月 5 日：被告 Patentfield 社が「生成 AI に関する特許権侵害訴訟における当社見解について」を公表（訴状内容を時系列で整理、4 件目の特許権に基づく提起も示唆。訴訟対象は「Patentfield AIR の一部機能のみ」と主張）。

- 2026年4月17日：令和6年（ワ）第70565号・第70566号事件について民事調停法17条に基づく調停に代わる決定が確定。残る4事件（70502、70503、70624、70625）は同決定に基づき取下げ。全6事件終了。

原告側の公表では、最終的に4件の特許権に基づく合計6件の訴訟が提起され、独立請求項10個・請求項数65個の権利範囲について、「Patentfield AIR」の「関連性評価機能」「技術構成比較機能」「分類評価機能」「プリセット機能」「テンプレート機能」「ユーザー指示機能」「項目別指示機能」という**ほぼ全機能**が主張対象だったとされている⁷。他方、被告側は訴訟①～③について「具体的技術主張は『Patentfield AIR』の一部機能のみ」との認識を維持しており、当事者間で主張対象範囲の認識が食い違ったまま推移していた点が本件の特徴である⁸。

4. 対象特許の特定

4.1 原告が訴訟基礎特許として位置づけていた特許

原告は「現在、知財実務への生成AIの革新的利活用に関する特許5件を保有」としつつ、訴訟対象は4件の特許権としている⁷。自社プレスリリースおよび二次報道で、保有特許番号として以下の5件が明示されている^{11,12}。

特許番号	技術内容（原告説明）
特許第7579555号	特許文書への分類付与と分類根拠の出力を行う技術。生成AIで特許文書と製品仕様との関連度を判定し、拒絶対応業務等にも活用
特許第7578348号	特許文書の特定部分を指定し、生成AIで処理を行う技術。製品対比・図面を用いた分類を実現
特許第7542812号	プロンプト作成負担を軽減する技術。ユーザー指示文と業務タスクに合った指示を組み合わせ
特許第7539094号	用語や単語の解説を行い高品質な要約を作成する技術
特許第7493195号	学習モデルを使用して教師データを生成する技術

原告プレスリリースでは、訴訟①の対象特許が2024年9月2日前後に登録発行された旨（警告

書日付が「登録発行日翌日」である 2024 年 9 月 3 日) との記述があり、訴訟②・③は訴訟①の分割出願に基づく特許であると被告が認定している⁸。特許実務的観点からは、分割出願を連続して繰り出して請求項構造の異なる複数特許を取得し、同一製品の異なる機能を順次ターゲットにするという、近年の日本の特許紛争で散見される「特許ファミリー同時多面攻撃」型の訴訟戦略と評価できる。

請求項 1 の正確な文言は、J-PlatPat または裁判所提出書類を直接参照しない限り一字一句引用できないため、本レポートでは引用を差し控える。

4.2 被告保有特許と、それに対する原告の異議申立て

本紛争の背景として、被告 Patentfield 社が保有する特許第 7421740 号（2024 年 1 月 17 日登録、「Patentfield AIR」関連。出願日は 2023 年 9 月 12 日）をめぐる攻防が重要である。原告は「自社サマリアの機能リリース日（2023 年 7 月 27 日）後に、被告が実質的に同一の仕様について出願して権利化した」と主張し、2024 年 6 月 10 日付で特許異議申立てを行った。その結果、2024 年 11 月 12 日付で、特許庁は全 14 請求項のうち 12 請求項について「サマリアを従来技術とする進歩性違反を含む取消理由通知」を発出したと原告が公表している⁷。特許異議申立手続とは独立した手続ではあるが、原告が自社ツール「サマリア」の公然実施時期を前提に被告の生成 AI ツール特許を崩しに行った動きは、侵害訴訟における被告側の反撃資産（対抗クレーム・無効主張）を削ぐ意図も含んでいたと推察される。

5. 争点・終結内容

5.1 主要争点（当事者主張から推察されるもの）

- **技術的範囲の属否（充足論）**：原告は「Patentfield AIR の関連性評価・技術構成比較・分類評価・プリセット・テンプレート・ユーザー指示・項目別指示機能のほぼ全機能が、4 特許・独立請求項 10・請求項合計 65 個の技術的範囲に含まれる」と主張。被告は「訴訟①～③の原告の具体的技術主張は Patentfield AIR の一部機能に限られる」と反論。被告は標準機能の「Patentfield（機械学習型 AI による特許検索、可視化、セマンティック検索、AI 分類予測）」は訴訟対象外との認識を示していた。

- **特許有効性（進歩性・新規性）**：被告 Patentfield 社がどのような無効論を主張したかは公開されていないが、原告のサマリア 2023 年 7 月リリースの事実関係を前提にすれば、2023 年 9 月出願・2024 年 9 月登録の原告特許そのものについても、被告が特許法 29 条 2 項違反（進歩性欠如）・同法 29 条 1 項（新規性欠如）を無効抗弁として主張した蓋然性は高い。
- **間接侵害・業としての使用行為（特許法 101 条）**：原告は「特許法では侵害品を業務上の使用に供する行為も特許権の侵害行為に該当する」と繰り返し警告し、利用者に対しても民事・刑事責任が及び得る旨を発信していた。プログラムの間接侵害が争点化していた可能性が高い。
- **役員個人責任（会社法 429 条）**：訴訟②および③では被告代表取締役個人への会社法 429 条損害賠償請求が付帯されており、役員個人を同時に被告にする圧力型訴訟構成となっていた。
- **損害賠償額**：本件プレスリリースからは請求額・認定額は一切明らかにされていない。

5.2 結論：調停に代わる決定の確定による終結

終結の構造は以下のとおりである¹。

- 東京地裁は、6 件のうち令和 6 年（ワ）第 70565 号（差止）および第 70566 号（損害賠償）の 2 件について民事調停法 17 条に基づく調停に代わる決定を発出。両当事者が 2 週間以内に異議を申し立てなかったため、2026 年 4 月 17 日時点で同決定が確定した（民事調停法 18 条 5 項により裁判上の和解と同一の効力を取得）。
- 17 条決定の確定を前提として、残る 4 事件（70502・70503・70624・70625）は取下げられた。
- 以上により紛争事件すべてが終了した。

一般に、係属中の特許権侵害訴訟では、付調停（民事調停法 20 条）→調停不成立→裁判所による 17 条決定という実務フローを経て、当事者が判決を避けつつ裁判所の「お墨付き」で円満解決を図る事例がある¹⁴。東京地裁の知財部運用としても、特に中小企業同士で和解交渉が難航しつつも大筋合意がある場合に 17 条決定が用いられる例があり、本件はこれに該当するとみられ

る。

5.3 損害賠償額・差止命令の有無について

- **損害賠償額**：公表資料では一切開示されていない。17条決定において金銭給付を命じることは可能だが、その具体的金額も確定条項内容もプレスリリースには記載がない。
- **差止命令の有無**：訴訟終了後も Patentfield 社は「Patentfield AIR」「Patentfield」いずれもサービスを継続する旨を2025年2月の中間声明で明言しており、本レポート作成時点（2026年4月）でもサービスを継続運用していることが Patentfield 社サイトで確認できる。したがって**製品差止に至る結論ではなかった**と推認されるが、設計変更条項・将来の不争条項・クロスライセンス等の非公開条項が含まれているかは公表資料からは判明しない。
- 2025年10月1日には被告が新機能「AIサマリー／AIサマリーグローバル」をリリースするなど、製品開発も積極的に継続している。

重要な留保：上記はあくまで当事者公表プレスリリースの範囲で確認できる事実である。17条決定の決定内容そのものは裁判所でも通常公開されず、当事者間で秘密保持されるのが一般的であり、本件の具体的条項（金銭、ライセンス、製品改修義務等）は本調査では確認できなかった。

6. 業界・実務への影響

6.1 日本の AI 特許ツール業界における本件の位置づけ

本件は、日本における「生成 AI を用いた特許情報サービス」業界での初の、そして連続した複数件の特許権侵害訴訟であり、業界内の関心を集めた。Patentfield／Summaria 以外の主要プレイヤーとしては、Tokkyo.AI、AI Samurai、PatentSight（LexisNexis）、PatSnap、Amplified AI、appia-engine、PatentPilot 等が存在する。競合の一角である AI Samurai 社（白坂一代表）は、訴訟提起を受けて2024年11月に「AI知財革新セミナー『特許業界、激震！生成 AI 特許権侵害訴訟の展望と、最新の生成 AI 技術の変遷』」を緊急開催し、大阪大学鬼塚真教授（LLM 研究）らを招いて訴訟・技術両面から論点整理をするなど、業界インパクトは大きかった¹⁶。

6.2 本件終結の実務的示唆

- **判決回避による先例不形成**：17 条決定での終結は、技術的範囲・進歩性・クレーム解釈について司法判断を残さなかった。このため、「生成 AI×特許情報処理」分野でのクレーム解釈・進歩性判断のベンチマークは未だ確立していない。他の生成 AI 特許ツール提供事業者からすれば、原告特許の権利範囲が判決で画定されなかったことは、ビジネス継続の観点ではポジティブにもネガティブにも作用し得る。
- **スタートアップ間訴訟としての教訓**：特に「警告書に対する応答期間が 2 週間しかなかった」「警告書から 1~2 か月のうちに次々と新特許（分割特許）による追加訴訟が提起された」という展開は、AI 系スタートアップにとってリスクコミュニケーションと係争対応体制の重要性を浮き彫りにした。警告書プロトコル（回答期限設定、充足論の具体的説明要求）は今後 AI 系スタートアップの知財リスクマネジメントのテンプレとして参照される可能性がある。
- **自社ツールをもって相手方特許を潰す「サマリアを従来技術とする異議申立て」**：原告自ら自社製品のリリース日と機能仕様を特定し、被告特許への特許異議申立てで 12/14 請求項について取消理由通知を引き出した戦略は、SaaS 事業者が自社公然実施を「防衛用従来技術データベース」として活用できる好例となった。リリース日・機能公開日の対外証拠化の重要性が改めて示された。
- **会社法 429 条責任の付加**：訴訟②・③で被告代表取締役個人を同時被告に加えた手法は、スタートアップ創業者に対する強い経営プレッシャーとして働き、紛争解決を促す圧力手段として機能した可能性がある。今後、スタートアップ間の IP 紛争で模倣される可能性があり、創業者保険・D&O 保険の付保と係争ガバナンスが論点になりうる。
- **生成 AI ツール間の「特許の地雷原」**：本件で原告は 5 件の基本特許に加え、「知財実務への生成 AI 利活用に関する基本特許」を 2025 年に追加 4 件取得し合計 9 件と公表しており、分割出願も活発である。他社にとっては、自社機能の FTO（Freedom to Operate）調査とクリアランス設計の重要性が増した。
- **クライアント企業への波及**：原告は再三「利用者が侵害品を使用する行為も民事・刑事責任が生じる可能性」と明言してきたため、Patentfield AIR のエンドユーザーである企業知

財部門にとっても、AI 特許ツール選定時に訴訟継続中のサービスをどう扱うかという実務論点が生じた。終結により不確実性は一旦解消されたことになる。

6.3 パテント・トロール性の議論

二次情報の個人ブログ等では、「一部機能のみ侵害とすると損害賠償額は少額で、差止めでも得られる利益はわずか」「権利を振り回すことを知財の活用と勘違いしているような印象」といった、原告の訴訟態様をパテント・トロール的であると批判する私見も現れた¹⁷。ただしこの評価は一弁理士／知財実務者の意見であり、事実認定ではない点に注意が必要である。原告は自ら「サマリア」という実製品を提供する事業会社であり、NPE の定義には形式的には該当しないため、狭義のパテント・トロールとは異なる。

7. 両社の公式声明・代表者の発信

7.1 パテント・インテグレーション社

- 提訴時プレスリリース 3 本：2024 年 10 月 28 日「生成 AI に関する特許権侵害訴訟の提起について」、11 月 28 日「追訴提起について (2)」、12 月 25 日「追訴提起について (3)」。訴訟のロジカルな根拠とサマリアの独創性、異議申立ての成功を強調。
- 終結リリース：2026 年 4 月 17 日「Patentfield 株式会社と当社との間の特許権侵害訴訟の終了のお知らせ」。
- 代表者：大瀬佳之氏。東京大学大学院博士課程を経てメーカー知財部で弁理士キャリアをスタート、13 年超の企業知財実務経験。本件訴訟の代理弁理士としても関与。Udemy で「特許の書き方」講座を提供し、第 4 回 IP BASE AWARD エコシステム部門奨励賞受賞 (2023 年 2 月)。顧問として河部康弘弁護士・弁理士が就任している。
- 2025 年夏以降、「ISMS 認証 (ISO27001) 取得」 (2025 年 1 月 6 日)、「生成 AI 利活用特許 4 件追加取得 (合計 9 件)」 (2025 年 7 月)、「中小企業優秀新技術・新製品賞ソフトウェア部門優良賞受賞」など、訴訟係属中も事業拡大を継続。

7.2 Patentfield 社

- 2024年11月26日「当社に対する特許権侵害訴訟の提起に関するお知らせ」。Patentfield AIRの一部機能のみが訴訟対象、サービス停止は予定せず、と明言。
- 2025年2月5日「生成AIに関する特許権侵害訴訟における当社見解について」。時系列、警告書対応、「建設的対話を試みたが原告は1か月おきに新たな訴訟を提起した」旨、原告の特許権主張範囲への反論、サービス継続方針を包括的に説明。
- 2026年4月17日：終結プレスリリース。
- 代表者：CEO兼CTO村上直也、共同CEO石津孝祐。両氏の個人発信（X旧Twitter、note等）に関しては本調査の範囲で訴訟に直接言及する公開投稿は特定できなかった。
- 訴訟期間中も「AIサマリー／AIサマリーグローバル」（2025年10月1日）など新機能投入を進め、事業を継続。

7.3 業界メディア等の取扱い

- パテントサロン：2026年4月時点のデイリー号は発行されているが、本調査で終結の個別記事ヒットは確認できず。
- IP Force：判決データベースには該当なし。通常判決でないため載らない。
- 日経クロステック／日経新聞：生成AI関連特許の動向分析でPatentfieldを取り上げる記事は継続的に存在するが、本訴訟終結の直接報道は本調査では確認できず。
- 二次メディア：Excite、Generatived、Third News、Infoseek、Mapion、ameblo「知的財産と調査」など、複数の二次サイトが2024年末から2025年初にかけて断続的に取り上げたが、終結報道は2026年4月17日のPR TIMES配信が実質的唯一のワイヤとなっている。
- AI Samurai社のセミナー開催（2024年11月）は本件を業界全体の関心事として位置づける実例となった。
- JIPA（日本知的財産協会）としての公式見解・論評は本調査では把握できなかった。

8. 事実と推測の区別（整理）

一次情報として確認できる事実

- 6 事件の事件番号（令和 6 年（ワ）70502、70503、70565、70566、70624、70625 号）と終結日（令和 8 年 4 月 17 日）。
- 70565・70566 号の 17 条決定確定により残余 4 事件が取下げ。
- 提訴日・対象製品（Patentfield、Patentfield AIR）・会社法 429 条付帯の事実。
- 被告特許 7421740 号への原告異議申立て、14 請求項中 12 請求項への取消理由通知（2024 年 11 月 12 日付）。
- 原告保有生成 AI 特許 5 件の番号（7579555、7578348、7542812、7539094、7493195）。

二次情報ないしプレスリリース上の主張（当事者の一方的主張）

- 訴訟対象が「ほぼ全機能」か「一部機能のみ」という対立（両社で主張不一致）。
- Patentfield 社主張「原告は約 1 か月おきに新訴を提起し、建設的対話を拒んだ」。
- 原告主張「被告は具体的態様を示した回答をせず紛争解決に建設的でなかった」。

推測（本レポートでの評価）

- 17 条決定の具体的内容（金銭給付、差止の有無、将来のライセンス、不爭条項の有無）は非公開で、プレスリリースにも明示されていない。「すべての事件が終了した」という文言と、終結後も Patentfield AIR のサービスが継続している事実から、差止認容には至らなかったと推認できるが、設計変更条項やライセンス条項が付随している可能性は排除できない。
- 原告が訴訟②・③を訴訟①の分割特許に基づき追加的に提起したこと（被告側説明）からは、分割特許を用いたシリアル提訴型のプレッシャー戦略が採られたものと評価できるが、これは筆者の評価であり裁判所の認定ではない。

9. 結語

本件は、日本の特許情報サービス業界における生成 AI 関連の最初期の大型特許権侵害紛争として、提訴から約 1 年半で **17 条決定+取下げ**という**実務的終結**に至ったケースである。技術的範囲・進歩性・損害論についての司法判断は公表されておらず、先例形成の観点では限定的な意義にとどまるが、警告書対応プロトコル、分割出願を活用した多面訴訟、自社ツール公然実施

による相手方特許異議申立て、代表取締役個人への会社法 429 条責任追及など、AI スタートアップ同士の知財紛争の実務手法のショーケースとしての意義は大きい。両社ともに現時点（2026 年 4 月）で事業を継続しており、AI 特許ツール業界の健全な競争と知財活用のバランスについて、今後も実務家の議論が続くことが予想される。

（情報の確度：本レポートは 2026 年 4 月 24 日までに公開されたプレスリリース・自社サイト・二次メディアに基づく。17 条決定の具体的内容は非公開であり、本レポートの解釈・評価部分は筆者の分析である。J-PlatPat や裁判所における判決文データベースからの直接の一次情報引用は本調査では実施していない。）

参考文献

- [1] Patentfield 株式会社「パテント・インテグレーション株式会社と当社との間の特許権侵害訴訟の終了のお知らせ」PR TIMES、2026 年 4 月 17 日 10 時 00 分配信。
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000062.000025380.html>
- [2] パテント・インテグレーション株式会社「Patentfield 株式会社と当社との間の特許権侵害訴訟の終了のお知らせ」ニュースリリース、2026 年 4 月 17 日。<https://patent-i.com/ja/news/>
- [3] 民事調停法 18 条 5 項（調停に代わる決定が確定したときは、裁判上の和解と同一の効力を生ずる）。解説：法テラス、西野法律事務所「17 条決定」https://www.nishino-law.com/publics/index/28/detail=1/b_id=54/r_id=77/、および、橋浜法律事務所「17 条決定に異議申立てを行うとどうなる？調停終了と訴訟移行を弁護士が解説」<https://hashibami-nagasaki.jp/qa/1-013/>
- [4] パテント・インテグレーション株式会社「生成 AI に関する特許権侵害訴訟の提起について」2024 年 10 月 28 日。<https://patent-i.com/ja/news/84/>
- [5] パテント・インテグレーション株式会社「ビジョン・代表メッセージ」（大瀬佳之 CEO プロフィール）。<https://patent-i.com/ja/vision/>
- [6] Patentfield 株式会社「会社概要」<https://en.patentfield.com/service>、および、INITIAL「Patentfield 株式会社スタートアップ情報」<https://initial.inc/companies/A-30295>
- [7] パテント・インテグレーション株式会社「生成 AI に関する特許権侵害訴訟の追訴提起について（3）」2024 年 12 月 25 日。<https://patent-i.com/ja/news/86/>

- [8] Patentfield 株式会社「生成 AI に関する特許権侵害訴訟における当社見解について」2025 年 2 月 5 日。 <https://en.patentfield.com/news/278/> PR TIMES 版
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000052.000025380.html>
- [9] Patentfield 株式会社「当社に対する特許権侵害訴訟の提起に関するお知らせ」2024 年 11 月 26 日。 <https://en.patentfield.com/news/269/> パテント・インテグレーション社プレスリリース版
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000008.000086119.html>
- [10] パテント・インテグレーション株式会社「生成 AI に関する特許権侵害訴訟の追訴提起について (2)」2024 年 11 月 28 日。 <https://patent-i.com/ja/news/85/>
- [11] パテント・インテグレーション株式会社「知財実務における生成 AI 利活用に関する特許 4 件を新たに取得 (合計 9 件)、2025 知財情報フェア & コンファレンス出展のお知らせ」PR TIMES、2025 年 7 月。 <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000013.000086119.html>
- [12] Third News「生成 AI に関する特許権侵害訴訟を提起、知財保護の重要性が再認識される」2024 年 12 月。 <https://news.3rd-in.co.jp/article/4f5cb9d4-ad2c-11ef-b87f-9ca3ba083d71>
- [13] パテント・インテグレーション株式会社「『AI 特許総合検索・分析プラットフォーム Patentfield』および『Patentfield AIR』に対する 4 件の特許権に基づく 6 件の特許権侵害訴訟提起のお知らせ (3)」PR TIMES、2024 年 12 月。
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000010.000086119.html>
- [14] 橋浜法律事務所「17 条決定に異議申立てを行うとどうなる？調停終了と訴訟移行を弁護士が解説」 <https://hashibami-nagasaki.jp/qa/1-013/>、および濱門法律事務所「地裁でもあり得る『17 条決定』」 <https://hamakado-law.jp/blog/detail/20161027000019/>、滋賀県「民事調停法 (昭和 26 年 6 月 9 日法律第 222 号)」
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/13799.html>
- [15] Patentfield 株式会社「新機能 AI サマリー/AI サマリーグローバルリリースのお知らせ」2025 年 10 月 1 日。 <https://en.patentfield.com/news/296>
- [16] 株式会社 AI Samurai「AI 知財革新セミナー『特許業界、激震！生成 AI 特許権侵害訴訟の展望と、最新の生成 AI 技術の変遷』を開催します！！」2024 年 11 月 14 日。
<https://aisamurai.co.jp/2024/11/14/seminar2024/>
- [17] 「【Patentfield】生成 AI に関する特許権侵害訴訟における Patentfield 社見解」知的財産と調査 (ameblo)、2025 年 2 月。 <https://ameblo.jp/123search/entry-12885366172.html>